

福岡県医発第 507 号 (総)
平成 17 年 6 月 3 日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 竹 嶋 康 弘



民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信
の技術の利用に関する法律等の施行について

標記につきまして、福岡県保健福祉部薬務課麻薬係より別添のとおり通知がま
いりましたので、ご参考までにお送りいたします。

小郡三井医師会より

担当理事 毛利康茂



17薬第623号
平成17年5月11日

各関係団体の長 殿

福岡県保健福祉部薬務課長
(麻 薬 係)



民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信
の技術の利用に関する法律等の施行について

標記について、平成17年4月1日付薬食監麻発第0401003号をもって、厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長から別添のとおり通知がありましたので、お知らせいたします。つきましては、関係者に対する周知についてよろしくお願いいたします。



711



薬食監麻発第 0401003 号

平成 17 年 4 月 1 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長



民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信
の技術の利用に関する法律等の施行について

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 16 年法律第 149 号）及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術利用に関する省令（平成 17 年厚生労働省令第 44 号）が公布され、それぞれ平成 17 年 4 月 1 日より施行されました。

これにより下記のとおり帳簿等の電子的保存が可能となりました。つきましては、関係各方面に周知いただきますよう特段のご配慮をお願いいたします。

記

1. 麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 号）関係
 - ・ 第 32 条第 3 項の規定による譲受証又は譲渡証の保存
 - ・ 第 37 条第 1 項及び第 2 項、第 38 条第 1 項及び第 2 項、第 39 条第 1 項及び第 3 項並びに第 40 条第 1 項及び第 3 項の規定による帳簿の備付け又は保存
2. 覚せい剤取締法（昭和 26 年法律第 252 号）関係
 - ・ 第 18 条の規定による譲受証又は譲渡証の保存
 - ・ 第 28 条第 1 項及び第 2 項の規定による帳簿の備付け又は保存
 - ・ 第 30 条の 10 第 3 項の規定による譲受証又は譲渡証の保存
 - ・ 第 30 条の 17 第 1 項及び第 2 項並びに第 3 項の規定による帳簿の備付け又は保存
3. 大麻取締法（昭和 23 年法律第 124 号）関係
 - ・ 第 16 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定による帳簿の備付け又は保存



民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律 (平成十六年十二月一日法律第百四十九号)

(目的)

第一条 この法律は、法令の規定により民間事業者等が行う書面の保存等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下「電磁的方法」という。)により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、電磁的方法による情報処理の促進を図るとともに、書面の保存等に係る負担の軽減等を通じて国民の利便性の向上を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 民間事業者等 法令の規定により書面又は電磁的記録の保存等をしなければならないものとされている民間事業者その他の者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

イ 国の機関

ロ 地方公共団体及びその機関

ハ 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第二条第二号ニからチまでに掲げるもの

二 法令 法律及び法律に基づく命令をいう。

三 書面 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。

四 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

五 保存 民間事業者等が書面又は電磁的記録を保存し、保管し、管理し、備え、備え置き、備え付け、又は常備することをいう。ただし、訴訟手続その他の裁判所における手続並びに刑事事件及び政令で定める犯則事件に関する法令の規定に基づく手続(以下この条において「裁判手続等」という。)において行うものを除く。

六 作成 民間事業者等が書面又は電磁的記録を作成し、記載し、記録し、又は調製することをいう。ただし、裁判手続等において行うものを除く。

- 七 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面に記載することをいう。
- 八 縦覧等 民間事業者等が書面又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧若しくは閲覧に供し、又は謄写をさせることをいう。ただし、裁判手続等において行うものを除く。
- 九 交付等 民間事業者等が書面又は電磁的記録に記録されている事項を交付し、若しくは提出し、又は提供することをいう。ただし、裁判手続等において行うもの及び行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第二条第六号に掲げる申請等として行うものを除く。
- 十 保存等 保存、作成、縦覧等又は交付等をいう。

(電磁的記録による保存)

- 第三条 民間事業者等は、保存のうち当該保存に関する他の法令の規定により書面により行わなければならないとされているもの(主務省令で定めるものに限る。)については、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行うことができる。
- 2 前項の規定により行われた保存については、当該保存を書面により行わなければならないとした保存に関する法令の規定に規定する書面により行われたものとみなして、当該保存に関する法令の規定を適用する。

(電磁的記録による作成)

- 第四条 民間事業者等は、作成のうち当該作成に関する他の法令の規定により書面により行わなければならないとされているもの(当該作成に係る書面又はその原本、謄本、抄本若しくは写しが法令の規定により保存をしなければならないとされているものであって、主務省令で定めるものに限る。)については、当該他の法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行うことができる。
- 2 前項の規定により行われた作成については、当該作成を書面により行わなければならないとした作成に関する法令の規定に規定する書面により行われたものとみなして、当該作成に関する法令の規定を適用する。
- 3 第一項の場合において、民間事業者等は、当該作成に関する他の法令の規定により署名等をしなければならないとされているものについては、当該法令の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって主務省令で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

(電磁的記録による縦覧等)

第五条 民間事業者等は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の法令の規定により書面により行わなければならないとされているもの(主務省令で定めるものに限る。)については、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、書面の縦覧等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。

2 前項の規定により行われた縦覧等については、当該縦覧等を書面により行わなければならないとした縦覧等に関する法令の規定に規定する書面により行われたものとみなして、当該縦覧等に関する法令の規定を適用する。

(電磁的記録による交付等)

第六条 民間事業者等は、交付等のうち当該交付等に関する他の法令の規定により書面により行わなければならないとされているもの(当該交付等に係る書面又はその原本、謄本、抄本若しくは写しが法令の規定により保存をしなければならないとされているものであって、主務省令で定めるものに限る。)については、当該他の法令の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面の交付等に代えて電磁的方法であって主務省令で定めるものにより当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行うことができる。

2 前項の規定により行われた交付等については、当該交付等を書面により行わなければならないとした交付等に関する法令の規定に規定する書面により行われたものとみなして、当該交付等に関する法令の規定を適用する。

(条例等に基づく書面の保存等に係る情報通信の技術の利用の推進等)

第七条 地方公共団体は、条例又は規則に基づいて民間事業者その他の者が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用の推進を図るため、この法律の趣旨にのっとり、条例又は規則に基づく書面の保存等について必要な措置を講ずることその他の必要な施策の実施に努めなければならない。

2 国は、条例又は規則に基づいて民間事業者その他の者が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用の推進を図るため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(政令又は主務省令の制定改廃に伴う経過措置)

第八条 この法律の規定に基づき政令又は主務省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、政令又は主務省令で、その制定又は改廃に伴い合理的

に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(主務省令)

第九条 この法律における主務省令は、当該保存等について規定する法令(会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則 及び船員中央労働委員会規則を除く。)を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令とする。ただし、会計検査院、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会又は船員労働委員会の所管する法令の規定に基づく保存等については、それぞれ会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則 又は船員中央労働委員会規則とする。

附 則

この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第四十四号

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条第一項、第四条第一項及び第三項、第五条第一項、第六条第一項並びに民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令（平成十六年政令第八号）第二条第一項並びに関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令を次のように定める。

平成十七年三月二十五日

厚生労働大臣 尾辻 秀久

厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令

（趣旨）

第一条 民間事業者等が、厚生労働省の所管する法令に係る保存等を、電磁的記録を使用して行う場合については、他の法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）に特別の定めのある場合を除くほか、この省令

の定めるところによる。

(定義)

第二条 この省令において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

(法第三条第一項の主務省令で定める保存)

第三条 法第三条第一項の主務省令で定める保存は、別表第一の一から三までの表の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる書面の保存とする。

(電磁的記録による保存)

第四条 民間事業者等が、法第三条第一項の規定に基づき、別表第一の一及び二の表の上欄に掲げる法令のこれらの表の下欄に掲げる書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合並びに別表第一の四の表の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる電磁的記録による保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

一 作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シーディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもつて調製するファイルにより保存する方法

二 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取つてできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもつて調製するファイルにより保存する方法

2 民間事業者等が、法第三条第一項の規定に基づき、別表第一の三の表の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、前項第二号に掲げる方法により行わなければならない。

3 民間事業者等が、第一項各号の規定に基づき別表第一の一の表に係る電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、及び書面を作成できるようにしなければならない。

4 民間事業者等が、第一項各号又は第二項の規定に基づき別表第一の二若しくは四又は三の表に係る電磁

的記録の保存を行う場合は、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、及び書面を作成できるようにすること。

二 電磁的記録に記録された事項について、保存すべき期間中における当該事項の改変又は消去の事実の有無及びその内容を確認することができる措置を講じ、かつ、当該電磁的記録の作成に係る責任の所在を明らかにしていること。

三 電磁的記録に記録された事項について、保存すべき期間中において復元可能な状態で保存することができる措置を講じていること。

5 別表第一の一の表の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる書面の保存につき、同一内容の書面を二以上の事務所等（書面又は電磁的記録の保存が義務付けられている場所をいう。以下同じ。）に保存をしなければならないとされている民間事業者等が、第一項の規定に基づき、当該二以上の事務所等のうち、一の事務所等に当該書面に係る電磁的記録の保存を行うとともに、当該電磁的記録に記録されている事項を他の事務所等に備え付けた電子計算機の映像面に表示し、及び書面を作成することができる措置を講じた

場合は、当該他の事務所等に当該書面の保存が行われたものとみなす。

（法第四条第一項の主務省令で定める作成）

第五条 法第四条第一項の主務省令で定める作成は、別表第二の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる書面の作成とする。

（電磁的記録による作成）

第六条 民間事業者等が、法第四条第一項の規定に基づき、別表第二の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により作成を行わなければならない。

（作成において氏名等を明らかにする措置）

第七条 別表第二の下欄に掲げる書面の作成において記載すべき事項とされた記名押印に代わるものであって、法第四条第三項に規定する主務省令で定めるものは、電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項の電子署名をいう。）とする。

（法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等）

第八条 法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等は、別表第三の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる書面の縦覧等とする。

（電磁的記録による縦覧等）

第九条 民間事業者等が、法第五条第一項の規定に基づき、別表第三の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる書面の縦覧等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の縦覧等を行う場合は、当該事項を民間事業者等の事務所に備え置く電子計算機の映像面における表示又は当該事項を記載した書類により行わなければならない。

（法第六条第一項の主務省令で定める交付等）

第十条 法第六条第一項の主務省令で定める交付等は、別表第四の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる書面の交付等とする。

（電磁的記録による交付等）

第十一条 民間事業者等が、法第六条第一項の規定に基づき、別表第四の上欄に掲げる法令の同表の下欄に

掲げる書面の交付等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行う場合は、次に掲げる方法により行わなければならない。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 民間事業者等の使用に係る電子計算機と交付等の相手方の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて交付等の相手方の閲覧に供し、当該相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法（法第六条第一項に規定する方法による交付等を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 磁気ディスク等をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

2 前項に掲げる方法は、交付等の相手方がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

(電磁的方法による承諾)

第十二条 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令第二条第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 前条第一項に規定する方法のうち民間事業者等が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

(監事の意見書)

第十三条 別表第五の上欄に掲げる法令に基づく同表の下欄に掲げる電磁的記録は、同表の下欄に掲げる規定による添付を行うべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は平成十七年四月一日から施行する。ただし、別表第一から第四のうち石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）に係る部分については、同規則の施行の日（平成十七年七月一日

）から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第二条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表第一（第三条及び第四条関係）

表一

健康保険法（大正十一年法律第七十号）	第百七十一条第一項の規定による帳簿の備付け
労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）	第五十七条第一項の規定による戸籍証明書の備付け 第五十七条第二項の規定による学校長の証明書及び親権者又は後見人の同意書の備付け 第百九条の規定による雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類の保存
職業安定法（昭和二十二年法律	第三十二条の十五（第三十三条第四項、第三十三条の二第七項及び

第四百十一号	第三十三条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による帳簿書類の備付け
	第三十三条の三第二項において読み替えて準用する第三十二条の四第二項の規定による書類の備付け
食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）	第三十九条第一項の規定による財務諸表等の備置き
	第四十四条の規定による帳簿の備え及び保存
墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）	第十五条第一項の規定による図面、帳簿又は書類等の備付け
	第十六条第一項の規定による埋葬許可証、火葬許可証又は改葬許可証の保存
大麻取締法（昭和二十三年法律第二百二十四号）	第十六条の二第一項の規定による帳簿の備付け
	第十六条の二第二項の規定による帳簿の保存
旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）	第六条第一項の規定による宿泊者名簿の備付け

消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）	第三十九条第一項の規定による定款、規約、総会の議事録及び組合員名簿の備置き
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）	第四十条第一項の規定による事業報告書、財産目録、貸借対照表及び剰余金処分案又は損失処理案の備置き
毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三三号）	第十九条の六の十第一項の規定による財務諸表等の備置き
社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）	第十九条の六の十四の規定による帳簿の保存
覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）	第十四条第四項の規定による書面の保存
	第十五条第四項の規定による帳簿の保存
	第四十四条第四項の規定による同条第二項の書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面の備置き
	第十八条第三項の規定による譲受証又は譲渡証の保存
	第二十八条第一項の規定による帳簿の備付け

	第二十八条第二項の規定による帳簿の保存 第三十条の十第三項の規定による譲受証又は譲渡証の保存 第三十条の十七第一項の規定による帳簿の備付け 第三十条の十七第二項の規定による帳簿の備付け 第三十条の十七第三項の規定による帳簿の保存
麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）	第三十二条第三項の規定による譲受証又は譲渡証の保存 第三十七条第一項の規定による帳簿の備付け 第三十七条第二項の規定による帳簿の保存 第三十八条第一項の規定による帳簿の備付け 第三十八条第二項の規定による帳簿の保存 第三十九条第一項の規定による帳簿の備付け 第三十九条第三項の規定による帳簿の保存 第四十条第一項の規定による帳簿の備付け

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十三年法律第六十四号）	第四十条第三項の規定による帳簿の保存
第三十五条第一項及び第二項（第五十二条（第五十二条の十第一項及び第五十六条において準用する場合を含む。以下同じ。）、第五十二条の十第一項及び第五十六条において準用する場合を含む。）の規定による定款その他の書類の備付け	第三十六条第一項（第五十二条、第五十二条の十第一項及び第五十六条において準用する場合を含む。）の規定による決算関係書類の備付け
水道法（昭和三十三年法律第七十七号）	第二十条の十第一項（第二十四条の三第六項の規定により水道の管理に関する技術上の業務を委託する場合において、当該委託された業務の範囲内において、水道管理業務受託者を水道事業者と、受託水道業務技術管理者を水道技術管理者とみなして適用する場合（第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。以下

この項において同じ。）並びに第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定による財務諸表等の保存	第二十條の十四（第二十四條の三第六項の規定により水道の管理に關する技術上の業務を委託する場合において、当該委託された業務の範圍内において、水道管理業務受託者を水道事業者と、受託水道業務技術管理者を水道技術管理者とみなして適用する場合並びに第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定による帳簿の保存
国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）	第九十二条の五第一項の規定による帳簿の備え付け及び保存
じん肺法（昭和三十五年法律第三十号）	第十四条第三項（第十六条第二項及び第十六条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による書面の保存
	第十七条第二項の規定による記録の保存